

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	リオン株式会社
【英訳名】	RION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 清 恆
【本店の所在の場所】	東京都国分寺市東元町3丁目20番41号
【電話番号】	(042)359 - 7099
【事務連絡者氏名】	事業支援本部経理部長 中野 渡 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都国分寺市東元町3丁目20番41号
【電話番号】	(042)359 - 7099
【事務連絡者氏名】	事業支援本部経理部長 中野 渡 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 157,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年6月27日 (木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	165,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年7月3日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成25年7月3日(水)開催の取締役会において、当社普通株式1,100,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	165,000株	157,000,000	78,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	165,000株	157,000,000	78,500,000

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		165,000株	
払込金額		157,000,000円	
割当予定先の内容 (平成25年4月1日現在)	本店所在地		東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代表者の氏名		代表取締役社長 本山 博史
	資本金の額		1,251億円
	事業の内容		金融商品取引業
	大株主及び持株比率		株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%
当社との関係	出資関係 (平成25年3月31日現在)	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	6,100株
	取引関係		一般募集の主幹事会社
	人的関係		-
当該株券の保有に関する事項			-

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成25年6月27日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成25年8月13日(火)	該当事項はありません。	平成25年8月14日(水)

(注) 1. 発行価格(会社法上の払込金額です。以下同じ。)及び資本組入額については、平成25年7月10日(水)から平成25年7月16日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
リオン株式会社 本社	東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿南口支店	東京都新宿区西新宿一丁目17番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
157,000,000	2,000,000	155,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成25年6月27日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額155,000,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額上限1,038,000,000円と合わせた手取概算額合計上限1,193,000,000円について、製品開発資金に200,000,000円、設備投資資金に650,000,000円、設備更新資金及び子会社への融資資金に残額を充当する予定であります。なお、発行価格等の決定がなされた時点における手取概算額合計上限(以下「増資資金」という。)が下記の計画総額合計である1,330百万円を上回る場合、当該差分金額を当社の運転資金に充当する予定であります。また、計画総額のうち、増資資金で充当しない額については、自己資金を充当する予定であります。

項目	内容	計画総額 (百万円)	支出予定時期
製品開発資金	人工透析液汚染監視装置の開発	200	平成26年4月 ～平成28年3月
設備投資資金	人工透析液汚染監視装置の開発設備及び生産設備	200	平成26年4月 ～平成28年3月
	リオン金属工業(株)の瑞穂工場建設工事及び生産設備	200	平成25年10月 ～平成26年4月
	MEMSマイクロフォン生産設備	250	平成26年4月 ～平成28年3月
設備更新資金	ITセキュリティ管理設備・電話交換システム	180	平成25年8月 ～平成26年9月
子会社への融資資金	九州リオン(株)福岡事業所建設	300	平成26年4月 ～平成26年12月
計		1,330	-

当社は強みである高い技術力を活かすべく、開発中の技術の製品化及びその量産化、開発済みの製品の量産化、既存製品の生産効率化等を早期実行していく予定であります。増資資金を上記の通り、製品開発、設備投資を中心とした成長資金及びその他設備更新資金への充当・グループファイナンスへの活用を行うことで、より一層の成長の加速を図ってまいります。

上記、人工透析液汚染監視装置の開発・生産については、平成23年12月に技術発表した「水中の生物粒子測定装置」の事業化の一環であります。また、設備投資のうちMEMSマイクロフォンについては、平成28年3月までに量産実用化に向けて、一般財団法人小林理学研究所、NHK放送技術研究所及び当社が共同で研究している旨を平成25年5月に公表しており、今回の生産設備への資金充当はその量産体制の構築に寄与するものです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年7月3日(水)開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,100,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から165,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月6日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第92期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第92期事業年度)の提出日(平成25年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成25年7月3日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成25年6月27日提出)

1 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第92期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその額

当社普通株式1株につき金22円 配当総額 233,771,846円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

2. 剰余金処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 250,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 250,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

井上清恆、清水健一、吉川教治、山下充康、大内武彦、岩橋清勝の6名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

佐久間善弘氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

小川浩賢氏、我妻智氏の2名を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	82,260	36	0	95.1	(注)1	可決
第2号議案						
井上清恆	82,073	223	0	94.9	(注)2	可決
清水健一	82,212	84	0	95.0		可決
吉川教治	82,193	103	0	95.0		可決
山下充康	79,835	2,461	0	92.3		可決
大内武彦	82,146	150	0	95.0		可決
岩橋清勝	82,212	84	0	95.0		可決
第3号議案	81,676	620	0	94.4	(注)2	可決
第4号議案						
小川浩賢	82,187	99	0	95.0	(注)2	可決
我妻 智	82,208	78	0	95.0		可決

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期事業年度）の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

平成25年6月26日現在の資本金 (千円)	増加額 (千円)	平成25年7月3日現在の資本金 (千円)
1,347,623	6,636	1,354,260

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成24年4月1日 (第92期) 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
---------	---	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月26日

リオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植村 文雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 武男 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリオン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リオン株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リオン株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、リオン株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

リオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森 夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植 村 文 雄 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 武 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリオン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リオン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。